



別れ、そして旅立ちの日(小学校卒業式)

広報 よいた

2002. 4月号 No.430

CONTENTS (目次)

- 平成14年度予算・施政方針……………2~5
- 犬の登録と狂犬病予防注射……………6・7
- フォト・トピックス……………12・13
- お知らせ……………14・15
- 国民年金保険料免除制度……………18・19
- 与板この人……………20
- 生涯学習コーナー……………21
- くらしのカレンダー……………22

●与板町拓遊会●



江戸力士の墓
採拓地 新潟別院
青柳芳子
(三島町)



時雨音羽書
採拓地 山形県酒田市
吉川安衛
(堂前中島町)

MY HOBBY

●文協美術部●



城山より望む
晩秋の斜陽に映えた新雪の粟ヶ岳と
から松の色彩り……自分でも好きな絵です。
青柳義昭(水道町)

広報クイズ

さあ!あなたもチャレンジ

次の問題の答えを
はがきに書いてお送りください。
抽選で5名の方に図書券を差し上げます。

- 〈問題1〉町の防災・消防団活動に力強い新戦力として第6分団に配備されたのは〇〇〇小型動力ポンプ積載車?
- 〈問題2〉特色を活かした町づくりの実現に向けて編成された平成14年度一般会計予算。前年度当初に比べて〇.〇%の増?
- 〈問題3〉3月5日に講演会を兼ねて有意義に行われた介護ボランティア研修会。当日参加された方は〇〇人だったでしょう?

応募方法: はがきに答えと住所(町内名で可)、氏名、年齢をご記入の上、次の宛先へお送りください。なお、広報へのご意見、ご要望なども書き添えていただければ幸いです。

応募先: 〒940-2492 (役場専用)
与板町役場 総務課「広報クイズ」係
締め切り: 4月25日(当日消印有効)

春らしい暖かい日が多くなってきました。4月といえば思い出されるのはやはり桜でしょうか。今年は少雪で春の訪れも早かったような気がします。ひよっとしたら、4月号がお手元に届くころには河川公園の桜も見頃を過ぎていくかもしれませんね。▼先日、母校の与板高校に行ってきました。地元に勤めている卒業生に話を聞いて、今後の進路に対して生徒たちの意識を高めようという企画された行事の取材です。昨年も「体験学習」のときに校舎内をまわって見ましたが、新しく建築された部分もあるけれど、ほとんどは昔のまま、ものすごく懐かしかったです。在学当時あった大体育館等、今は変わっている所もあるけれどどなたさんの思い出が現在でも蘇ってきます。そのとき経験し、学んだことは今の生活の糧として自分に活かされているような気がします。▼新入学、就職、仕事始め等なにかとあわただしい時期ですが、体調には気をつけて頑張ってください。 (広報担当 石黒)

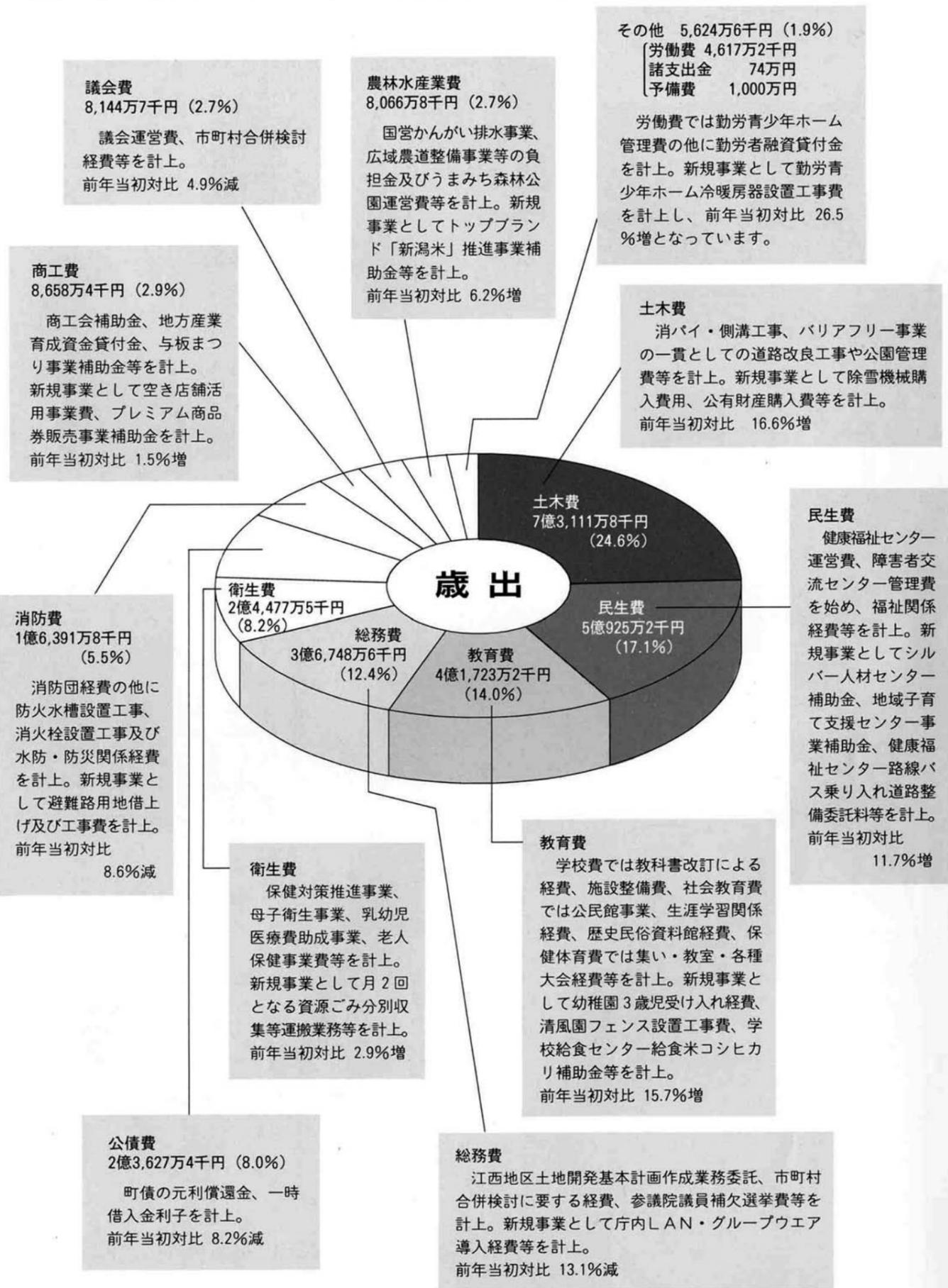
編集後記

わが家の
アイドル
はっ どり ひろと
服 部 大翔くん
《江西四丁目》
父 勇 さん
母 和 子 さん



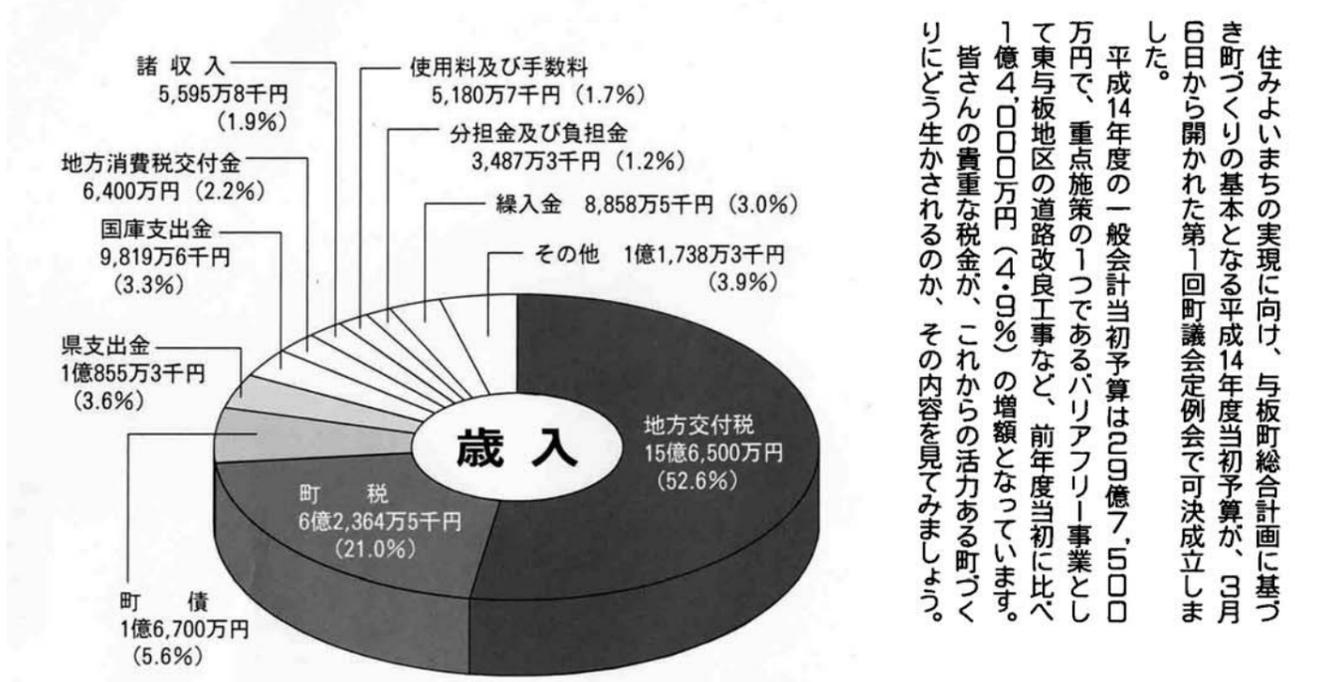
こんにちは!ひろとです。もうすぐ1才になりまあ〜す。食べる事とイタズラが大好きで毎日 元気いっぱいです。みなさん ぼくを見たら“ひいく〜ん”って声をかけてね!じゃあね。

一般会計の主な使いみち



地域の特色を活かし 快適な生活環境の 実現へ向けて

平成14年度 一般会計 予算 総額 29億7,500万円



住みよいまちの実現に向け、与板町総合計画に基づき町づくりの基本となる平成14年度当初予算が、3月6日から開かれた第1回町議会定例会で可決成立しました。

平成14年度の一般会計当初予算は29億7,500万円、重点施策の一つであるバリアフリー事業として東与板地区の道路改良工事など、前年度当初に比べ1億4,000万円(4.9%)の増額となっています。皆さんの貴重な税金が、これからの活力ある町づくりにどう生かされるのか、その内容を見てみましょう。

特別会計

国民健康保険事業特別会計	4億4,046万円	老人保健特別会計	7億3,416万5千円
介護保険特別会計	4億7,059万7千円	下水道事業特別会計	4億8,010万円
三島郡予防接種健康被害調査事業特別会計	33万5千円		

歳入のその他の内訳

地方譲与税	3,900万円
繰越金	3,000万円
自動車取得税交付金	1,900万円
地方特例交付金	1,800万円
利子割交付金	700万円
財産収入	338万1千円
交通安全対策特別交付金	100万円
寄付金	2千円

町税の内訳

町民税	2億4,363万1千円
固定資産税	3億2,702万2千円
軽自動車税	1,295万1千円
町たばこ税	3,900万円
入湯税	19万円
都市計画税	2,517万円
特別土地保有税	1千円

1 未来の町づくりの実現に向けて準備を進めます

平成13年度に新たに策定された「与板町総合計画」後期基本計画により、平成17年度に向けて21世紀の町づくりがスタートしました。

平成14年度は激しく変化する社会情勢と厳しさを増す財政状況のもと困難や障害も予想されますが、基本計画に盛り込まれた諸事業を着実に実行に移すための準備として基礎的調査費を計上しました。

近年、生涯学習の高まりとともにその重要性が著しく増加している中央公民館の設置においてもその現状を勘案して進めていきます。

老朽化が進み改築が検討されてきました山沢地区の町営住宅も、過般まとまりました住宅マスタープランの提言を受けながら、新築に向けての準備も必要と考えています。また、平成12年3月に市街化区域に編入された江西地区の開発と併用しての建築も検討しており、関係者の皆様とも率直な話し合いの場を設けさせていただきたいと考えています。



4 産業の振興と地域の活性化を進めます

企業の活発な経済活動が地域活性化にもたらす効果は絶大であり、広い範囲に及びます。土地開発公社に依頼した荻岩井工業団地も造成が完了し、進出する企業の業績の向上により、町の産業振興に直結したいと考えています。

地道な活動を続けておられる商工会に対しては補助金の増額を行い、更なる事業展開の促進と地元商工業の進展のための活動をお願いするとともに、長引く不況の影響を最小限にとどめ、中小企業者の健全な経営に支障をきたさないよう、産業育成資金や経営安定に必要な資金の借入れに対し、引き続き県信用保証協会保証料の補助を行います。

また、農業が魅力ある産業となるよう、学校給食に地元のコシヒカリや野菜をとり入れ地産地消の推進を行い、集落営農の推進、生産組織の育成等によりコストの低減を図る等21世紀を担うにふさわしい構造に転換し、更なる推進に取り組んでいきたいと考えています。



3月6日に開催された第1回町議会定例会の初日、山崎町長が、新しい年度における基本的政策の大綱として施政方針を述べました。

市町村合併という大きな時代の流れを迎え、将来を展望し、限られた財源のなかで地域の特色を生かした町づくりをどう進めていくのか。

新しい年度を迎え、活力ある地域社会の実現に向けて町長が掲げた6つの施策についてご紹介します。



2 一貫性を生かした教育を進めます

町づくり・国づくりは人づくりであり、本格的な少子化と女性雇用の拡大という時代の流れの中で、人間として生きる力の基礎を養い、一人一人に応じた総合的な指導を行う幼稚園、小学校の園児・児童の教育とともに、預かり保育への要望が日を追って増加している現状を考慮し、保護者からの要望も受けられた議会のご意志も十分尊重させていただき、学校教育法の改正により文部科学省も推奨しております3歳児からの幼稚園受け入れを本年度から実施いたします。

当町は1町1園1校であり、幼・小・中の一貫性を生かした教育課程を編成し、また、町民の皆様の地域社会参加による教育を推進します。



平成14年度

施政方針

3 福祉の充実と環境の整備を行います

本格的な少子高齢化社会を迎え、福祉の充実と生活環境の整備は町民生活に直結する重要な施策となります。

要介護者、高齢者及び1人暮らし高齢者が要介護状態に陥ることを防ぐ介護予防策として、軽易な日常生活の援助や配食サービス等の生活支援事業の実施と生きがい活動支援事業の分野で、町の空家の借り上げ等により家に閉じこもっておられる高齢者が通い、集える憩いの場に対する支援を進めていきます。

また、バリアフリー町づくり事業として採択を受けた県道北野線の歩道事業や北新町・稲荷町の歩道整備事業等、町道、歩道のバリアフリー化の実施により、「介護を必要としない元気な人達が集う町並み」、「人と人の交流による助け合いや人の輪を通じた地域社会の福祉」を実現し、住みよい町づくりを進めます。

6 地域情報メディアの整備を進めます

情報化社会といわれている現在、様々な事業を行っていくうえで地域情報網の整備は不可欠なものとなっています。国においても情報化施策の中で、行政、教育、福祉等の高度化を実現する電子自治体を推進し、役場、学校、公民館等を接続する地域公共ネットワークの全国整備を行い、財政上の支援措置を図ることとしています。

当町でも平成14年度に12の公共施設を高速ネットワークで結び、行政・イベント情報を提供するとともに公共施設予約、福祉相談等の双方向による行政サービスを行い、学校教育の面でもインターネットを利用しての交流学習などに活用していきたいと考えています。

また、ケーブルテレビネットワークを活用しての地域ネットワークを構築することにより、近い将来においてケーブルテレビを活用しながら、情報化の町を実現するための第1歩と考えています。



飼い主は必ず受けさせましょう!!

犬の登録・狂犬病予防注射を実施します

愛犬家の皆様。飼い犬は生涯1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。受けずに飼育していると法律により処罰されることがありますので、必ず受診し、大切なあなたの愛犬を狂犬病から守りましょう。

【実施日時】

4月19日(金)
公民館黒川分館
13時30分～14時
与板町保健センター
14時30分～15時30分

【料金】

★新規登録(登録と注射) 6,100円
★継続更新(注射のみ) 3,100円
★動物愛護協会入会希望者は他に会費 1,000円
【登録・注射会場の流れ】



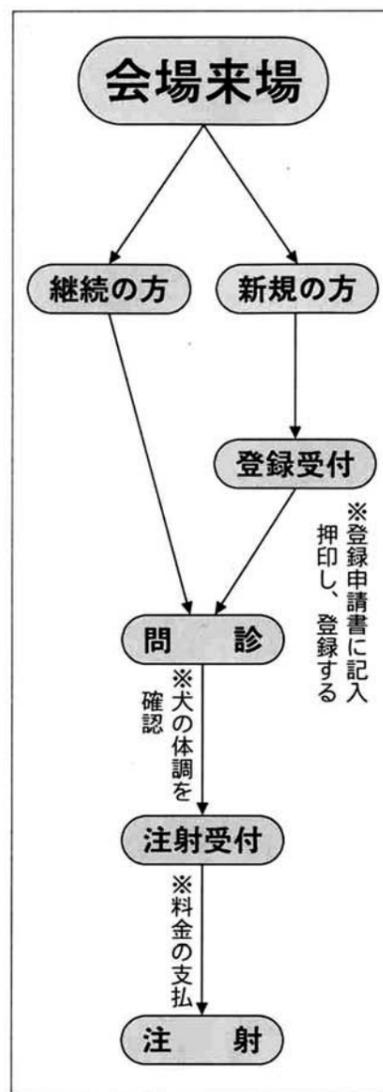
【注意事項】

★会場は混雑が予想されます。犬同士のケンカ防止のため、先に来た順に1m位の間隔で整列願います。
★料金は現金にて、お釣りのいらぬようにして当日ご持参ください。
★犬を制御できる方が連れてきてください。制御できないと注射ができません。
★犬は前日にシャンプー等清潔にし、首輪から抜けないよう締めておいてください。

(毎年会場で犬が逃げるといったハプニングがあり、大変危険です。)

★飼い犬の便の始末ができるよう、チリ紙やビニール袋等を持参してください。

★所有者や住所を変更する場合や、犬が死亡した場合は必ず役場町民課で手続きをしてください。手続きをし



※登録申請書に記入押印し、登録する

問診

注射受付

注射

※犬の体調を確認

※料金の支払

ないと法律により処罰されることがあります。また、犬がいなくなった場合もすぐにご連絡ください。

札や注射済票を送付します。【動物病院での料金】

★登録及び注射は他市町村での注射会場では受診できません。

★新規登録(登録と注射) 7,300円
★継続更新(注射のみ) 4,300円

【その他】

最近、逃げ出した犬の飼い主がわからないため防災無線で周知することが多くあります。飼い主がわかるよう首輪等に登録鑑札・注射済票をつけ、逃げ出した場合はすぐに

役場へご連絡ください。

飼い主は犬の鳴き声やフンの後始末など、近隣の人に迷惑をかけないように十分な気配りと正しいしつけをし、責任をもって飼い続けましょう。犬の放し飼いは危険です。絶対にやめましょう。犬のフンは飼い主を含め、散歩させる家族全員が責任をもって始末しましょう。

問い合わせ先

役場町民課環境衛生係

狂犬病予防注射指定動物病院の紹介と問い合わせ先 (順不同)

あたご動物病院	長岡市東栄1-1-3	☎32-3600
亀山動物病院	長岡市土合4-2-38	☎32-3925
シートン動物病院	長岡市千手1-1-4	☎34-4970
スサ動物病院	長岡市上田町2-1	☎35-6020
寺沢動物病院	長岡市宝地町172-8	☎29-5699
中沢家畜医院	長岡市長町1-1675	☎32-1795
萩野獣医科	長岡市緑町1甲1177	☎27-0190
星野動物病院	長岡市南七日町41-10	☎47-2400
堀井動物病院	長岡市要町2-6-23	☎32-3838
松沢動物病院	長岡市寿2-2-7	☎24-2762
山田動物クリニック	長岡市信濃町2-13-22	☎33-2522
ワンペットクリニック	長岡市新保5-4-1	☎25-2881
紺和動物病院	栃尾市谷内2-3-30	☎52-2358
与板町町民課	与板町甲134	☎72-3100

生ごみ処理機の購入費を助成します

各家庭から排出される可燃ごみの約4分の1は生ごみと言われています。町では、機器を購入して生ごみをご家庭で処理される方に対し、次のとおり補助金を交付して、ごみの減量化を促進します。

生ごみ処理機設置事業補助金交付制度

補助対象者
与板町在住の堆肥式生ごみ処理器及び電気式生ごみ処理機を購入する人

補助対象機種
各人が購入されたものに対して補助します。(町の指定機種なし)

補助金の額 (設置に係る経費は除く)
購入費の1/2の額
但し堆肥式生ごみ処理器
限度額 3,000円
電気式生ごみ処理機
限度額 30,000円

例
購入費5万円の場合
補助金額 25,000円
購入費7万円の場合
補助金額 30,000円

こんな方におすすめです

家庭菜園やガーデニングが趣味の方に



腰痛などでゴミ出しが苦になる方に



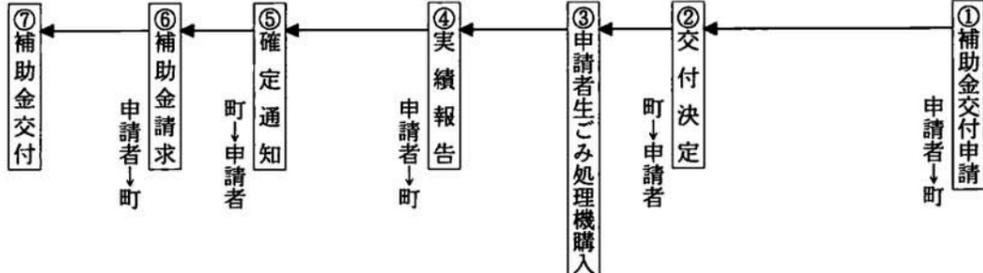
共働きで、お忙しいご夫婦に



集合住宅のためゴミの日まで置き場に困るという方に



申請手続き



- ①補助金交付申請: 購入前に申請をお願いします。(申請されてもすぐに補助金交付ができない場合があります) 「補助金交付申請書」(町民課にあります)に必要事項を記入・押印し領収書を添付して見直しを添付してください。
- ②交付決定: 申請書類の審査後、「補助金交付決定通知書」で通知します。
- ③申請者生ごみ処理機購入: 必ず領収書(何の領収書かを明記してもらつ)を出してもらってください。
- ④実績報告: 購入後速やかに「実績報告書」(町民課にあります)に必要事項を記入・押印し領収書を添付してください。
- ⑤確定通知: 書類の審査後、「補助金交付決定通知書」で通知します。
- ⑥補助金請求: 「補助金請求書」(町民課にあります)により確定した額を請求してください。
- ⑦補助金交付: 申請者の口座に振込みます。口座がない場合は現金にて支払います。(但し受領書を提出してください)

町表彰条例表彰

町表彰条例に基づく表彰が、3月6日の第1回定例議会初日に役場議場で行なわれました。受賞者は次の方々です。大変おめでとうございました。(写真前列右から)



*** 功労表彰**
五十嵐博榮様(横町)
。与板町安全協会理事、会長として28年の永きにわたり交通安全活動の普及と各種事業に尽力された功績により。
* 特別功労表彰
池田武次郎様(長丁)
。与板町選挙管理委員として20年以上の永きにわたりその責務を認識され、委員会の円滑な運営と公正な選挙執行に寄与された功績により。
平澤基九郎様(南新町)
。与板町長として24年間の永きにわたり町政の執行に尽力され、町政の発展に寄与された功績により。
* 善行表彰
五十嵐若一様(安永)
。家屋評価補助員として39年以上の永きにわたり家屋評価業務に積極的に協力され、町税賦課の適正かつ円滑な事務遂行に寄与されたことにより。
山田慶治様(楨原)
。家屋評価補助員として41年以上の永きにわたり家屋評価業務に積極的に協力され、町税賦課の適正かつ円滑な事務遂行に寄与されたことにより。
(写真後列右から)
* 功労表彰
長谷川清久様(安永)
。与板町消防団員として20年以上の永きにわたりその責務を認識され、地域住民の民生安定に寄与された功績により。
小林 正様(吉津)
。与板町消防団員として20年以上の永きにわたりその責務を認識され、地域住民の民生安定に寄与された功績により。

田中豊秋様(広野)
。与板町消防団員として20年以上の永きにわたりその責務を認識され、地域住民の民生安定に寄与された功績により。
石丸 睦様(馬越)
。与板町消防団員として20年以上の永きにわたりその責務を認識され、地域住民の民生安定に寄与された功績により。
(写真上部右から)
* 功労表彰
倉品一衛様(蔵小路)
。与板町助役として12年以上の永きにわたり町行政の円滑な運営に尽力された功績により。
* 功労表彰
久住典雄様(山沢)
。与板町消防団員として20年以上の永きにわたりその責務を認識され、地域住民の民生安定に寄与された功績により。
三角英男様(山沢)
。与板町消防団員として20年以上の永きにわたりその責務を認識され、地域住民の民生安定に寄与された功績により。
久住康雄様(山沢)
。与板町消防団員として20年以上の永きにわたりその責務を認識され、地域住民の民生安定に寄与された功績により。
* 善行表彰
山崎健太郎様(安永)
。全国障害者スポーツ大会「翔く 新世紀みやぎ大会」に県代表として出場し、100M走で銀メダル、1500M走で大会新記録で金メダルを獲得され活躍されたことにより。

全国民生委員児童委員連合会長表彰

平成13年11月30日をもって、退任されました民生委員児童委員の3名の方々が、多年にわたる社会福祉の増進に貢献された功績により、全国民生委員児童委員連合会長より表彰されました。長い間大変お疲れさまでした。



三 背 トシさん 田村 嘉朗さん 久保喜久治さん

下水道事業にご協力を！
下水道の水洗化はお早めに！
平成5年10月から供用開始し、山沢の一部を除く全ての区域が供用可能となりました。これに伴い、下水道が使えるようになった区域では水洗トイレへの改造や、台所・風呂場などの排水を下水道へ流すこととなります。また、供用開始から3年を経過している区域で未接続の世帯は早めに水洗化されるようお願いいたします。

町内名	水洗化率(%)	町内名	水洗化率(%)	町内名	水洗化率(%)
横山	44.6	船戸	69.6	長丁	84.8
山沢	32.7	中町	75.2	下与板	80.8
倉谷	57.6	堂前中島町	82.8	本与板	67.8
柳之町	91.6	水道町	75.3	下与	80.6
城山一丁目	100.0	南新町	74.5	馬岩	34.5
堤下	83.7	中川岸	67.9	方田	66.3
横町	75.6	北新町	87.5	中津	77.6
上町	79.5	下横丁	92.6	南中	51.4
安永	81.7	五軒町	100.0	吉野	61.3
江西二丁目	95.6	稲荷町	59.0	廣都	36.9
江西三丁目	97.6	馬場丁	93.8		
江西四丁目	100.0	泉	89.8		

※網かけしてある町内は、供用開始から3年経過しています。

「志保の里荘」 入館40万人達成

平成5年7月の開館以来、健康増進の施設として町内外の多くの方から親しまれている「志保の里荘」の入館者数が、3月10日(日)40万人に達しました。40万人目の入館者は、分水町から友人3人とおいでになった安藤志津さん(70歳)で、高橋副町長から記念品が手渡されました。



安藤さんは、「40万人目と聞き驚きました。こは広くきれいで、お風呂に入ると温まるので、これまで5回程利用しました。」と話していました。4月から7時まで営業していますので、たくさんの方のご利用をお待ちしております。



志保の里荘年度別入館者数

年度	入館者数
平成5年度	31,569
平成6年度	46,399
平成7年度	47,907
平成8年度	48,638
平成9年度	44,691
平成10年度	43,779
平成11年度	42,631
平成12年度	46,760
平成13年度	50,198
合計	402,572

平成14年度教職員異動状況

与板小学校			与板中学校		
職名	氏名	転出先	職名	氏名	前任校
校長	池田 廣美	退職	校長	村田 陸泰	田上町・田上中
教諭	藤井 幸	岩室村・岩室小	教諭	新保 昌子	栃尾市・東谷小
教諭	長谷川 雅子	吉田町・吉田南小	教諭	佐藤 雅代	柏崎市・鯨波小
教諭	島岡 浩二	湯沢町・湯沢小	教諭	佐々木 満	三条市・南小
教諭	田中 彰子	寺泊町・寺泊小	教諭	坂本 祐子	長岡市・上川西小
教諭	本田 真人	新潟大学付属長岡小	教諭	石田 綾子	吉田町・吉田小
教諭	小越 智教	長岡市・千手小	教諭	小森 佳子	弥彦村・弥彦小
教諭	熊谷 恵	柏崎市・鯖石小	教諭	竹内 博子	見附市・見附小
教諭	鈴木 圭	寺泊町・寺泊小	教諭	丸山 智	津南町・上郷小
			教諭	江端 卓	上越市・稲田小
			教諭	長谷川 恵美	新採用
			教諭	高橋 栄介	新採用

役場職員の異動

異動(4月1日付)

新所属	氏名	旧所属
総務課	安達 正廣	振興課
	長谷川 美恵子	福祉課
	小熊 智士	教育委員会
	井上 靖司	福祉課
	坂田 かおり	出納室
	近藤 俊紀	(新採用)
企画課	倉品 浩	振興課
	高橋 唯之	教育委員会
	渡辺 啓輔	"
	井上 寅幸	町民課
振興課	八子 輝夫	企画課
	大平和 正	福祉課
	岩波 美紀	教育委員会
	渡辺 奈緒子	(新採用)
福祉課	原 守	教育委員会
	吉川 一範	振興課
	小熊 千代野	総務課
	石原 美由紀	(新採用)
	佐藤 英樹	町民課
	中野 貴宏	"
町民課	八子 セツ子	福祉課
	五十嵐 宣弘	"
出納室	笠原 純子	(新採用)
議会事務局	佐藤 滋修	企画課
教育委員会	名塚 忠夫	振興課
	森 一	企画課
	佐藤 文子	議会事務局
	中村 恵子	振興課
	山田 伸也	(新採用)
	渡辺 俊博	(新採用)

退職(3月31日付)

課名	氏名
総務課	吉原 静子
	中島 清一
福祉課	小林 由美子
教育委員会	山崎 勝
	小林 力

市町村合併情報 ③



新設合併と編入合併…

与板町の変遷一覧表

与板町は昭和30年3月31日に黒川村と大津村の一部と新設合併を行い、昭和32年7月5日に大河津村の一部と編入合併を行って現在にいたっています。



市町村の合併は、その形態により「新設合併」と「編入合併」の二つに分けられ、「新設合併」は2つ以上の市町村をもって新しい市町村を設置することで、必ず市町村の法人格の消滅と新しい法人格の発生を伴うものであり、「編入合併」はある市町村の区域を他の市町村に編入することで、合併後も編入する市町村の法人格はそのまま存続するものです。

このように、合併の形態によって法人格の発生・消滅の様相が異なることとなるため、新設合併と編入合併とは、いろいろな制度上の取り扱いも大きく異なっています。

新設合併と編入合併の比較

	新設合併	編入合併
定義	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格	新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称	新たに制定する。	編入する市町村の名称となる。
事務所の位置	新たに制定する。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長	消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される(消滅する)市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される(消滅する)市町村の議会の議員は失職する。(合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。)
	特例	次のいずれかによることができる。 ①設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。 ②合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。
農業委員会の委員 (合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	原則	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される(消滅する)市町村の委員は全て失職する。
	特例	編入される(消滅する)市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員	消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任する。)	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される(消滅する)市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員	消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員合併市町村に引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される(消滅する)市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則	消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)

(注1) 合併関係市町村のうち、区域の一部のみが関わり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は被選挙権を失うこととなる場合のみ失職する。
 (注2) 農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

与板町住宅建設促進 利子補給金制度

平成14年度 年利2.0%

マイホーム建設の お役に立ちます

与板町住宅建設促進利子補給金制度とは

この制度は住宅を建設しようとしていて、自己資金の不足する人の内一定の資格要件を備えた人が取り扱う金融機関から住宅資金を借り入れる際、低利で借り入れができるよう町が金融機関に対して利子の一部を補給するものです。

貸付けを受けることができる人

- 与板町に自ら居住するための住宅を建設、又は購入しようとする人。
 - 前年1年間の収入金額、又は所得金額が次の額以下の人。
- | 給与所得のみの人 | その他の人 |
|---------------------|-----------------|
| 収入金額
14,421,053円 | 所得金額
1,200万円 |
- 住宅部分の床面積が50㎡以上の住宅を新築、又は建売住宅を購入する人。
 - 貸付申込時に住宅の建設契約を締結していない人。

貸付金額

一戸あたり10万円単位で50万円以上400万円まで
 (返済能力により限度額まで借りられない場合があります)

貸付の条件

- 利率及び償還期間
 利率は町が取扱金融機関に1.90%の利子補給します。(利子補給期間15年)
 ※年利 2.00% 償還 15年以内
 (取扱金融機関が認めた場合、最長20年となります。但し最後の5年間の利率は3.90%になります。)
- 償還方法
 元利均等・元金均等(ボーナス併用も可)毎月償還とします。
 元金金の全部について繰上償還ができます。
- 担保
 その他金融機関の定めるところによります。



申し込み先

- ㈨北越銀行与板支店 ☎72-3111
 新潟大栄信用組合与板支店 ☎72-3117
 ㈨大光銀行与板支店 ☎72-3155
 越後さんとう農業協同組合 ☎42-2200

※受付期日9月末日

●問い合わせ先

上記金融機関の窓口及び
 役場企画課 ☎72-3100



河川公園の利用について

4月に入り、公園を利用される方が多くなってきますが、最近、ゴミや空き缶の投げ捨てが目立ちます。また、橋下の通路には落書きをするなどの悪質ないたずらもあります。多くの方から楽しんでもらう公園です。マナーを守って利用してください。

消防団に頼もしい新戦力

この度、消防団第6分団に全自動小型動力ポンプ積載車が配備されました。これまで使用していたポンプ自動車と入れ替えによるもので、3月24日に入魂式が行われ、山崎町長から山田消防団長への受け渡しが行われました。

第6分団は10町内という広範囲な区域の防災活動を担当しており、今回導入された積載車はこれからの火災予防活動や万が一の災害に際して新戦力として活躍することと思います。



【ボランティア研修会】 “介護保険時代の支え合い”講演会

3月5日、町民体育館においてボランティア研修会を兼ねた講演会が開催され46人の方が参加されました。

当日は新潟市の有償ボランティア組織「まごころヘルプ」室長で県内各地で広がっている「地域の茶の間」の創始者としても活躍されている河田珪子さんからおいでいただき、お話をお聞きし、その後グループに分かれ話し合いを持ちました。

『自分が年を取って体が少し不自由になった時にどんなことに困るだろう。自分の回りの人は具体的にどんな事に困っているんだろう。そしてそれらを解決するにはどんな方法があるだろう』河田先生のリードにより皆さんが熱心に話し合われ、それぞれがより自分達の問題として考えるきっかけとなりました。



三島郡共同作業所「オアシスさんご」移転記念ふれあいとときめき講演会

昨年5月に与板町障害者地域交流センター「ふれあいとときめきハウス」がオープンし、三島郡共同作業所「オアシスさんご」が旧母子センターからこのハウス1室に移転いたしました。

これを記念して、3月13日、明元寺において「ふれあいとときめき講演会」が行われ、三島郡内、長岡市、栃尾市から140人の参加がありました。

東京で一人でも多くの心を病む障害者が、快適に自信を持って町で暮らしてゆけることを願って始めた不思議なレストラン「クッキングハウス物語」を松浦幸子さんからお聞きし、地域のつながりの中で人と人とが心づないでゆくことの大切さが心に響き、心のバリアフリーを進める第一歩の講演となりました。

「ふれあいとときめきハウス」を人と人との心つなぐ場としてご利用ください。

卒業生に学ぼう！ 与板高校で職業意識啓発指導

3月4日から3月8日までの1週間、1・2年生を対象に職業意識啓発のための集中指導が行われました。

高校生の就職事情は景気の低迷を強く受け、大変厳しくなっています。卒業はしたけれど未だに就職が決まらないというような問題があるうえに、企業から若年労働力に対しての要望が強まっている中で、生徒たちにも現状を認識してもらうことを目的として実施されました。

第1回目の今回は、与板町在住の卒業生で高校生の年代に近い4人の先輩方にもご協力いただき、2回に分けてパネラーとして語っていただいたり、専門分野の方々よりお話をいただきました。特に卒業生の先輩からのメッセージには身近な説得力もあり生徒たちも熱心に聞き入っていました。

地域の皆様の絶大なご支援により、与板高校も変わっていきます。今後ともよろしくお願いたします。 与板高等学校教頭 大竹 静男



みんな一生懸命頑張ったよ！ 保育園発表会

3月9日、保育園で園児たちによる楽しい発表会が行われました。ホールにはこの日を待ちわびていたかのように、お父さん、お母さんをはじめ、たくさんの方々でいっぱいになりました。ひよこ組さんのかわいい「どうぶつたいそう」で幕を開け、ミュージカルやミニオペレッタ、歌とピアノの合唱など、クラスに分かれて一生懸命大熱演する園児たちに大きな拍手が送られていました。

ひとつ大きくなってそれぞれの卒業

3月には、各学校・保育園・幼稚園で卒業、卒園式が行われました。ひとりひとりに手渡された卒業証書には楽しかったことやつらかったこと、頑張ったこと、たくさん思い出がつまっていることと思います。式が終わってそれぞれ退場するときは、いろいろな事を思い起こしながら前に向かって歩いているように感じられました。進学してからも楽しい学校生活を過ごしてくださいね！



お知らせ

Information

与板町役場
☎ 72-3100
FAX 72-3341

緑の募金にご協力を

4月から2ヶ月間、「緑の募金運動」が全国的に展開されます。

皆様からご寄付をいただいた募金は、緑を守り育てるために学校庭園・公園・公共施設等の緑化、森林に関する啓蒙や調査研究に使われます。

なお、各町内委員長様を通じて家庭募金をお願いしますので皆様からの協力をよろしくお願いします。

出かけよう

新緑のうまみ森林公園へ

四季おりおり、緑豊かなうまみ森林公園がオープンしました。平成12年度にリニューアルし、さらに利用しやすくなりました。森林公園にご家族・グループ・町内会でお出かけいただき楽しい一日を過ごしてみませんか？

オープン期間

4月1日～11月20日
利用時間

機関で手続きをお願いします。
役場で米穀小売業登録(更新)手続きが行われるようになります。
今までは、県への登録(更新)申請手続きが必要だった米穀小売業登録(更新)申請の続きが役場で行われるようになります。

役場で手続きができるもの
小売業の登録(更新)を受けようとする申請者の住所および販売所がいずれも町内にある場合
役場で手続きができないもの
小売業の登録(更新)を受けようとする申請者の住所と販売所が2以上の市町村にまたがる場合は中越農政事務所(☎381-2552)が窓口となります。
登録(更新)手数料
販売所1店舗9,000円、2店舗目以降は5,000円×店舗数
(例)
販売所1件 9,000円
販売所2件 9,000円+5,000円
計 14,000円

手続の時期
登録期間が終了する日の属す月の前月1日から末日まで
(例)
平成14年5月31日に満了する場合は、平成14年4月1日から平成14年5月31日まで

身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている方は90万円(ただし、重度身体障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修費の給付に該当する方は70万円)
○補助率
・生活保護世帯 10/10
・所得税非課税世帯 3/4
・その他の世帯 1/2
詳しくは役場福祉課福祉保健係までお問い合わせください。

新潟県高齢者大学学生募集
明るい未来に向かって、色々なことに興味を持ち、意欲的に参加してみませんか！
募集講座
教養講座(2年制)
福祉ボランティア講座
パソコンによるワープロ講座
実施期間 6月から10月まで
実施場所 アトリウム長岡ほか
応募資格
県内在住の概ね60歳以上の方
応募期限 4月22日(月)
問い合わせ先
新潟県長寿社会振興財団
☎025-2285-11400
要項は、役場福祉課窓口にあります。

成14年4月30日まで
問い合わせ
役場振興課農林係
内線114
事業主のみなさまへ
労働保険の年度更新
手続きはお早めに！
労働保険の年度更新手続きはお済でしょうか。
申告書の提出と保険料の納付は、5月20日(月)が期限です。
労働保険事務組合に事務を委託されている事業主の方は、事務組合が指定する日までに手続きを完了してください。
問い合わせ先
新潟労働局労働保険徴収課
☎025-2334-5921
長岡労働基準監督署
☎331-8711
平成14年度技能検定及び技能五輪地方大会のご案内
技能検定は労働者の技能を一定の基準によって検定し、公証する国家検定制度です。職業能力開発促進法に基づいて実施されます。
この実技試験に併せ新潟県技能協議大会と技能五輪地方大会を行ない、特に優秀な方は新潟県代表として技能五輪全国大会出場が推薦が受けられます。
受付締切 4月17日(水)
実施日程

固定資産税(第1期)
国民健康保険税
(平成13年度:13期随時分
(平成14年度:1期4月分)
納期限は……
4月30日です
*納税は、便利な口座振替をお勧めします。手続きは役場町民課または、町内の金融機関でお願いします。

実技試験
問題の公表 6月5日(水)
実技試験期間
6月12日(水)～9月8日(水)
*学科試験
8月25日(日)
9月1日(日)
9月4日(水)
9月8日(日)
※職種・検定技能によって試験日は異なります。
問い合わせ先
新潟県職業能力開発協会
☎025-2283-2155

「訪問理美容サービス」のご案内
4月より体が不自由で理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者や障害者の方を対象に「訪問理美容サービス」を実施いたします。
理美容料金は個人負担をしていただき、2ヶ月に1回程度の出張料金を補助するものです。申請をしていただくとその月から利用券を交付いたします。対象になる方は概ね介護保険の要介護度2程度以上の方です。なお、申請方法等詳しいことは役場 福祉課 福祉保険係までお問い合わせ下さい。

分離者支援金による生活資金の貸し付けが始まりました
失業によって生活の維持が困難となった世帯に対して、再就職までの生活資金をお貸しします。
貸付対象
次の条件の全てに該当する場合に貸付が受けられます。
・生計中心者の失業によって、生計の維持が困難となった世帯であること。
・生計中心者が就労することが可能で、求職活動等を行っていること。
・生計中心者が就労することにより、世帯の今後の生活の見通しが明らかになること。
・生計中心者が離職の日から、2年を超えていないこと。
・生計中心者が雇用保険求職者給付を受給していないこと。
貸付限度額 月額20万円
(単身世帯は10万円)
貸付期間 12ヶ月以内
貸付金の利率 年3%
連帯保証人
原則として2名の保証人
貸付の償還
貸付期間終了後6か月間を、据置期間(無利子)とします。据置期間経過後5年以内で償還をしていただきます。
詳しくは、与板町社会福祉協

町民カレンダーを販売します
平成14年度(4月～3月)町民カレンダーを各世帯及び企業へ配付をさせていただきました。このカレンダーの購入を希望される場合は役場企画課まで、お申し込みください。
販売価格 一部200円
(部数に限りがあります。)

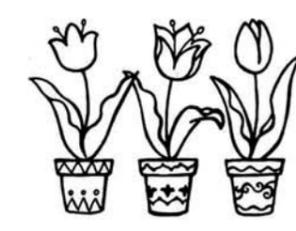
与板町ほたるを守る会
会 長 風間 正美(柳之町)
事務局 役場振興課
☎72-2979
内線 112

老人クラブ入会のご案内
21世紀は、高齢者の世紀だといわれています。まず健康で、さらに生きがいを持って過ごすことが重要であります。
老人クラブは、生き生きと、健康に社会生活を過ごせる場と

高齢者・障害者向け住宅整備補助金のご案内
高齢者、障害者のために住宅の改修等を行う場合の補助制度があります。
○対象となる方(世帯全員の前年の収入合計が600万円未満の世帯に限られます)
・概ね65歳以上の高齢者で介護保険の認定を受けている方
・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
・療育手帳の交付を受け障害の程度欄にAと表示されている方
○対象となる経費は居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の改造及び階段昇降機、ホームエレベーターの設置等です。(全面的な立替工事は除きます)
○補助基準額(対象経費が補助基準額を下回った場合はいずれもその金額を補助基準額とします)
・介護保険の認定を受けている方は70万円

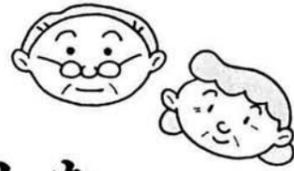
健康に社会生活を過ごせる場と

健康に社会生活を過ごせる場と



国保からのお知らせ

平成14年4月1日から高齢者の医療費の自己負担額が改定されました



○外来の場合

医療機関		3月31日まで	4月1日以降
定額制の診療所		1日800円〈月4回 3,200円まで〉	1日850円〈月4回 3,400円まで〉
病院及び定率制の診療所	医療機関で院外処方せんを交付されなかった方	定率1割負担 月額上限 医療機関 3,000円 〔ベット数200床以上の病院で受診された方 5,000円〕	定率1割負担 月額上限 医療機関 3,200円 〔ベット数200床以上の病院で受診された方 5,300円〕
	医療機関で院外処方せんを交付された方	定率1割負担 月額上限 医療機関 1,500円 薬 局 1,500円 〔ベット数200床以上の病院で受診された方 それぞれで 2,500円〕	定率1割負担 月額上限 医療機関 1,600円 薬 局 1,600円 〔ベット数200床以上の病院で受診された方 それぞれで 2,650円〕

○老人保健で訪問看護を受けた場合

	3月31日まで	4月1日以降
定額制の場合	1日600円〈月5回 3,000円まで〉	1日640円〈月5回 3,200円まで〉
定率制の場合	定率1割負担/月額上限 3,000円	定率1割負担/月額上限 3,200円

※高齢者……70歳以上(寝たきり等の方は65歳以上)の方。

高齢者の医療費の自己負担額は、左記の表のように支払う金額の上限が決められていますが、その額が老人保健法の規定により次のように改定されました。

第1号被保険者(65歳以上の方)の4月～6月の介護保険料の算定は…

4月～6月の介護保険料は、平成13年度中の世帯の住民税課税状況が確定しないため、平成13年度の介護保険料を基礎として算定してあります。

平成13年度普通徴収で納入していた人

- 4～6月に暫定普通徴収します
- 7月から本算定により普通徴収します



平成13年度特別徴収で年金から天引きされていた人

- 前年度の2月の保険料を4・6・8月に特別徴収します
- 10月から本算定により特別徴収します

- * 平成13年度の途中に資格を取得された方で、年金を18万円以上受給されている方は、平成14年9月まで特別徴収とならず普通徴収の方法によって納めていただく事になりますのでお願い致します。
- * また、暫定期間中(4～6月)に65歳に到達される方は、7月より普通徴収の方法によって徴収することになります。

ご存じですか退職者医療制度

～退職して、老人保健制度の適用を受けるまでの制度～

会社などを退職し年金を受けられる人は、老人保健の適用を受けるまでの間「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

対象となる人

次の条件すべてにあてはまる人(退職被保険者本人)とその扶養家族が対象となります。

1. 国保に加入している人
2. 老人保健の適用を受けていない人
3. 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上である人

被扶養者(扶養家族)となる人

退職被保険者と生活をともにし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

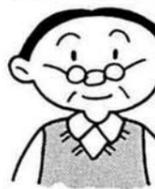
1. 退職被保険者の直系尊属、配偶者(内縁でもよい)と3親等内の親族、または配偶者の父母と子
2. 国保の加入者で、老人保健の適用を受けていない人
3. 年間の収入が一定額未満の人

※年金受給権が発生した日から適用となります。14日以内に世帯主は国保の窓口で年金証書を添えて届け出て下さい。

お医者さんにかかるとき

一般の国保とは異なる「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。病院などの窓口でこれを提示して診療を受けます。

退職者本人



外来 2割負担
入院 2割負担

扶養家族



外来 3割負担
入院 2割負担

※入院時の食事代、外来時の薬剤にかかる一部負担については、定額の自己負担となります。

年金証書が届くまでに診療を受けたとき

退職者医療制度に加入する資格のある人が、年金証書が届いていないためにやむを得ず、一般の保険証でお医者さんにかかった場合(3割負担)、申請すると退職被保険者の一部負担金(2割負担)との差額が特別療養費として支給されます。

4月から6月の国民健康保険税の算定は

4月から6月の3ヶ月間の国民健康保険税は、昨年中の所得が確定しないため、平成13年度の年税額を基礎として算定します。

4月から6月の間に国民健康保険に加入または離脱の手続きをされた方については、次のとおりとなります。

- ・ 4月に加入者全員が離脱・課税されません。
- ・ 届出日の都合で納付をされた方については、後日還付させていただきます。
- ・ 5月以降に加入者全員が離脱・4月分が課税になります。税額が確定していないため6月分まで納入いただき、税額が確定する7月で精算させていただきます。
- ・ 4月に加入者全員が離脱・課税されません。
- ・ 届出日の都合で納付をされた方については、後日還付させていただきます。
- ・ 5月以降に加入者全員が離脱・4月分が課税になります。税額が確定していないため6月分まで納入いただき、税額が確定する7月で精算させていただきます。
- ・ 4月1日に40歳の誕生日を迎えられる方
 - ・ 3月分から課税になります。
 - ・ 4月2日以降に40歳の誕生日を迎えられる方
 - ・ 7月で年税額を確定して課税させていただきます。
- ・ 異動手続きが遅くなります。と他の保険と重複して保険税を支払っていたり、過去に遡って保険税を支払わなければならなくなったりする場合があります。異動があった場合はお早めに役場受付窓口で手続きをお願いします。
- ・ 国民健康保険税は世帯主課税となりますので、世帯主以外の方が加入されても納税通知書等は世帯主宛で送付されます。
- ・ また、還付となった場合も世帯主に還付することになります。

保険料免除Q&A

Q 全額免除と半額免除の対象となる所得（収入）のめやすは？

A 免除の対象となる所得（収入）のめやすは世帯の構成などによって異なります。

例えば、夫か妻のいずれかのみ所得（収入）のある世帯や単身世帯の免除の対象となる所得（収入）のめやすは下表の通りです。

なお、保険料の免除を受けるためには、被保険者本人の所得（収入）だけでなく、配偶者、世帯主のそれぞれの所得（収入）も、免除の対象となる所得（収入）でなければなりません。

●夫か妻のいずれかのみ所得（収入）のある世帯の場合

世帯員数	免除対象となる所得（収入）のめやす （ ）内は収入	
	全額免除	半額免除
4人世帯(夫・妻・子2人) (子の1人は16歳以上23歳未満)	164万円 (258万円)	285万円 (424万円)
3人世帯 (夫・妻・子1人) (子は16歳未満)	129万円 (208万円)	215万円 (333万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	94万円 (159万円)	172万円 (271万円)

●単身世帯の場合

世帯員数	免除対象となる所得（収入）のめやす （ ）内は収入	
	全額免除	半額免除
単身世帯	35万円 (100万円)	85万円 (150万円)

Q 給付との関係は？

A 免除期間については、年金額を計算するときに、保険料を納付（全額納付）した期間と比べて、全額免除の期間については3分1の額に、半額免除の期間については3分の2の額に、それぞれ減額となります。

このため、国民年金には、10年前までの免除期間について保険料を遡って納付することができる「追納制度」があります。

追納されますと、この期間は本来の年金額の計算と異なり、減額されない年金を受け取ることができますので、ぜひ追納されますようお勧めいたします。

なお、半額免除された期間については、半額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。

●保険料免除期間と年金額

	全額免除	半額免除	保険料納付
↑ 年 金 額			全額 の 年 金
	3分1 の 年 金	3分の2 の 年 金	
	← いずれの期間も受給資格期間に算入 →		

学生には「学生納付特例制度」があります

学生納付特例制度は、申請をして承認を受ければ、在学期間中の保険料が後払いできる仕組みです。また、申請は毎年度必要になります。

○対象は…

大学・短大・専門学校などの学生で、学生本人の前年所得が68万円以下(収入で133万円以下)のときです。平成14年4月からは、夜間・定時制・通信制の学生も対象となりました。

※学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。

● 保険料免除制度・学生納付特例制度に関するお問い合わせは、
役場福祉課 国保年金係(内線123)まで

平成14年4月から 国民年金の保険料免除制度が 変わりました

半額免除制度がスタートします

国民年金には、所得が少なく、保険料を納付することが困難な場合に、本人の申請によって保険料を免除する制度があります。

【全額免除】

保険料を全額（月：13,300円）免除する制度です。

【半額免除】

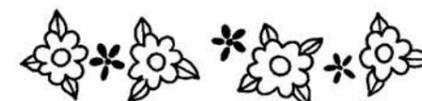
平成14年4月分の保険料から、保険料の半額（月：6,650円）を免除する制度がスタートします。

この制度は、保険料を全額納めることは困難でも半額なら納めることができるので将来受け取る老齢基礎年金の額を少しでも増やしたいという方のために、申請により保険料の半額を免除し、保険料の半額を納めていただくものです。

保険料免除は、 7月～翌年6月を 承認期間とします

免除の申請は、前年の所得を確認する必要がありますので毎年度必要となります。これまで「4月～翌年3月」であった保険料免除承認期間は、平成14年度から「7月～翌年6月」に変更されますのでご注意ください。

なお、平成14年度については、平成14年4月～6月と平成14年7月～平成15年6月までの保険料免除承認期間と合わせて15ヵ月間承認されます。



申請免除の対象となる方

1 前年の所得（収入）が少なく、
保険料を納めることが
困難な場合
(所得（収入）のめやすは次頁を参照)

2 障害者または寡婦であって、
前年の所得が
125万円以下の場合

3 生活保護法による
生活扶助以外の
扶助を受けている場合

4 1～3以外の 特例的な事由による場合

申請のあった日の属する年度またはその前年度において

①震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被害金額が財産の価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたとき

②失業により保険料を納付することが困難と認められるとき

③事業の休止または廃止により厚生労働省が実施する離職者支援資金貸付制度による貸付金の交付を受けたとき

※これらの事由による場合は、申請の際にその事実を明らかにすることができる書類の添付が必要となります。

失業の場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」等の写し、離職者支援資金の貸付を受けた場合は、「貸付決定通知書」の写しの添付が必要となります。

私の提言



「マナビィ」ちゃん

お手玉で
遊びませんか!!

石橋敬子 (蕨都)



ある日テレビでメンコの勝抜き戦をやっていました。子供の頃男の子達はメンコやビー玉女の子達はオハジキにお手玉を運動場のアッチコッチの端の方でやっておりました。雪消えには、日当たりのよい乾いた所でマルトビ(ケンケンバー)を村の高学年から低学年の子供達が仲良くワイワイ賑やかに日の暮れるのも忘れて遊んで居たものでした。そんな事をいろいろ思い出して居ました折、テレビで三島町の昔の娘さん達(六、七十代かな?)がお手玉をやっておられるのを見ました。私も子供の頃遊んだから「出来るかな」と思い早速十ヶばかり作りました。始めは三、四回しか出来なかつたのが回を重ねる度、五回が十回、そのうち三十回も出来るようになりました。やっていると体が温かくなり汗ばむ程

になりまして。冬コタツでテレビばかり見て居まして、運動不足で少し気分転換にもなりますのでお手玉を少しづつやる様になりました。

何時、どこでも坐って居てもベッドの上でも、少し位体の不自由な人でもお手玉は出来ます。リハビリにもなると思えました。学校も週五日制となり交流センターが児童館としても利用され、土曜日や放課後も楽しい安全な遊び場となりました。それで子供達にもお手玉で遊んでもらう様にとハト麦にミカンの皮を少し粉砕し香り付けに少し入れました。

『レクサスとオリーブの木(上)(下)』

トーマス・フリードマン・著

世界のルールは変わった!
トヨタの高級車と土地に根ざした旧い価値。この二つを鍵に冷戦後の世界を読み解く!



折お手玉を十個程持って行きました。大変盛り上がり楽しく過ごせました欲しい人達には分けてあげました。私は出かける時は必ずお手玉(三個)持ち歩き退屈しないようにして居ます。どうぞ年配の皆さん、お手玉を利用なさり老化予防に役立てて戴きたいと思

います。先日友達とお茶飲み会をやりました折お手玉を十個程持って行きました。大変盛り上がり楽しく過ごせました欲しい人達には分けてあげました。私は出かける時は必ずお手玉(三個)持ち歩き退屈しないようにして居ます。どうぞ年配の皆さん、お手玉を利用なさり老化予防に役立てて戴きたいと思



町の交通安全を願って

笠原 真佐雄さん (安永)

毎週火曜日と金曜日の朝夕、交通安全を願って交通安全指導車が町中を駆け抜ける。運転しているのは、町から任命を受けた交通指導員の皆さんである。「会合に出席していて、たまたま先輩から誘われたんです。東京から帰郷したばかりで町の人のつながりを作るためにもいい機会だと思いました。」と話す笠原さんが交通指導員の任命を受け、活動を始めたのは平成10年からという。指導員の仕事は安全指導車での巡回の他に、春秋に実施されている全国交通安全運動時の巡回指導や板まつり等の各種行事での交通整理など1年間を通してその範囲は多岐にわたる。

「交通安全運動期間中は毎日交代で一人は車で巡回して、一人は小学校前の横断歩道で交通指導を行うんです。毎日のように出勤するのはつらいですけど、通学する子どもたちから、おはようございます、ごくろうさまですと励ましの声をかけられると嬉しいし、指導員として交通安全に役立っているんだなって実感もわいてくるんです。」と重要な任務のやりがい話を。町の交

通安全協会の皆さんとも連携を図り「チビ子しどう隊」と一緒に町通りを走るドライバーに安全運転を呼びかけたりもしている。「他のメンバーもそうだけどもみんな自分の仕事をやりながらの活動になっているので大変なところはありますね。でも、皆さんが町内で働いている方々だし、消防団や商工会活動などでも一緒になることがあるので、共通の話題でも話もしやすいし、いいメンバーが揃っているので、研修などに出かけた時なんか会話も弾みます。」と忙しい中にも仲間と楽しい語らいの場があるという。

「交通指導員をしているせいか、自分でも交通マナーを考えるようになりましてね。横断歩道等の信号や交通ルールなど、自分でも注意はしているけれどやっぱりふっと気が抜けてしまう時もあります。指導車の巡回の時もテープ広報で呼びかけているけれど、子どもやお年寄りを思いやる運転、運転する時は時間にゆとりを持った行動を普段から心がけるとが交通事故を起こさない、また、事故に遭わない秘訣ではないでしょうか。」と笠原さんは今も実施中の交通安全運動の中で活躍している。

文芸

俳句

空の碧釣れない魚籠と猫柳 小林愚鉄
鳥帰る望遠レンズの泣く日かな 松川小波
春眠や湖わたり来るミサの鐘 藤田万緑
猫柳春ととのわね湖の縁 佐藤岳泉
通院のバスに春睡重ねけり 三輪伸保
わだつみの道は遥けし鳥帰る 内藤袋子

詩

終焉

一緒に すごすその日その日が
一生の 思い出になると云う。
たとえは.....

桜並木の 散策
四ッ葉のクローバーとの出会い、
目にした「一つひとつが
みんな ささやかな
.....宝物になる。
お互いの 持ち時間には
充実した共有の空間が、
きつと 用意してあるはず。
今年も 花が咲き 鳥が啼いて
お祭りの笛が流れる。
痛みも 喜びも 涙もあ
いつか不明の終着駅に付つ。
春は 別離の季節とか、
無数のキャンデルが織りなす
.....葬送のしらべよ、
同志が 流す哀惜の涙よ。

短歌

待ちまちし電話に孫は合格の
よろこび告ぐる声が聞えり 大野乃里
籠りてひとり手仕事なしるつつ
傍へにラジオ日がなつつけおく 丸山チヨ
春眠し朝のチャイムも夢うつつ
布団離るる時を窺う 佐藤正一
大額の瑞気満堂の文字を説き 山村
陽炎の立つ眺む春田を

川柳

入社式脛がとび出て挨拶す 子八

詩

花冷え情景

藤井八重子

ごめんなさいと言いつけをして
山桜の枝を載りてきた
灯台を巻き込むように高波が
押し返す
防波堤にぶつかりはねかえる
まるで海上のないやがらのように
吹きすさぶ生ぬるい風が海水を連れ
わたしの頬にぶつかる
お彼岸すぎても尚更日本海は荒く
おんなの心に叩きつける
過去の記憶は瞳の奥にとどめるのと
牙をむくような波のつらなり
天に届けとばかり高く飛ぶ
体をそむくと山際にか細い山桜が
薄い桃色で飾り呼んでいる
甘い香りに魅了され脇枝を折り
ありがとうと深く頭下げた花冷えの宵

新しい心配ごと相談員が決まりました



永年にわたり心配ごと相談員を務められた三薮トシさんが、退任され、新しく小林正一さん(吉津)が就任されました。

心配ごと相談は、毎週火曜日の午後1時30分から3時30分まで、役場2階男子厚生室で行っています。悩み事のある方は、一人で悩まず気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

4月28日は参議院新潟県選出議員補欠選挙の投票日です

あなたの大切な一票を国政に活かせるよう忘れずに投票しましょう。

当日都合により投票ができない場合は、役場2階不在者投票所にて、不在者投票をすることができます。

※2階に上がることが困難な場合は、1階ロビーにて不在者投票をすることもできます。お気軽にお申し出ください。

- ・投票は、候補者の氏名をきちんと記載しましょう。
- ・不在者投票をするときは、投票を入れる外封筒の署名を忘れずに記載しましょう。

詳しくは…

与板町選挙管理委員会(与板町役場内)へお問い合わせください。



広域圏ガイド

日会場 田連絡先



小千谷市

- ◆第15回信濃川河岸段丘ウォーク
4月29日(月)
津南町、中里村、川西町等をスタートし小千谷市をめざして河岸段丘ウォーク
☎ 83-0077
実行委員会事務局

- ◆国指定重要無形民俗文化財 牛の角突き 初場所
5月3日(金)
☎ 小千谷闘牛場(小栗山)
☎ 83-3512 市商工観光課

栃尾市

- ◆諏訪神社春季大祭大名行列
4月29日(月)
神事と公達、武士、庶民の世界が一体となった約600名の行列
☎ 栃尾市街地
☎ 52-2806
ライブイン見附実行委員会

- ◆栃尾てまりまつり
5月1日(水)~5日(日)
越後伝統の手かがりてまりの紹介と製作体験、展示即売会
☎ 市文化センター
☎ 51-1195 市観光協会

越路町

- ◆第3回スーパードッグスコンペティションin越路
5月12日(日)
フリスビードッグやフライボー等犬と人との大運動会
☎ 町河川公園
☎ 92-5902 町企画振興課

出雲崎町

- ◆越後出雲崎天領の里「開館8周年記念イベント」
4月28日(日)~29日(月)
5月3日(金)~6日(月)
手まり手作り体験、和だこ作製実演等、日替わりイベント
☎ 越後出雲崎天領の里
☎ 78-4000 天領の里
☎ 78-2291 町企画振興課

山古志村

- ◆牛の角突き
5月4日(土)
南総里見八犬伝にも登場し、千年の伝統を誇る牛の角突き
☎ 池谷闘牛場
☎ 59-2330 村産業課

小国町

- ◆ホルスト・ヤンセン展「西の画人と東の紙屋」
5月12日(日)~6月30日(日)
ヤンセンと紙商坂本氏の思い出の作品およそ50点を展示
☎ 小国芸術村会館
☎ 95-5911 町教育委員会

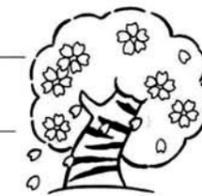
くらしの
カレンダー

こどもの
読書週間

4月23日~5月12日



日	曜	おもな行事など	日	曜	おもな行事など
4/16	火	心配ごと相談所(小林) 役場男子厚生室/午後1時30分	5/1	水	憲法週間
17	水	土用	2	木	八十八夜
18	木	乳児相談 保健センター/午前9時15分より受付 (対象:H13.8.1~H13.10.31生まれ) プレマクラブ 保健センター/午前9時15分より受付 発明の日	3	金	憲法記念日
19	金		4	土	法定休日
20	土	穀雨・通信記念日	5	日	中学校親善野球大会 スポーツ広場/午前9時 こどもの日・児童福祉週間
21	日	町民ハイキング 午前8時30分役場前集合	6	月	振替休日・立夏
22	月	リハビリ総会 志保の里荘/午前9時30分~午後3時 体育施設利用調整会 町民体育館/午後8時	7	火	心配ごと相談所(駒形) 役場男子厚生室/午後1時30分
23	火	補聴器巡回相談所 役場1階相談室 (キコエ/午前10時30分~11時) 心配ごと相談所(山田) 役場男子厚生室/午後1時30分 みどりの週間	8	水	1才6ヶ月児健診 保健センター/午後1時15分より受付 [対象:H12.8.1~H12.10.31生まれ] [4カ月児:H13.12.1~H14.1.31生まれ] 世界赤十字デー
24	水	三種混合(1期1回目) 保健センター/午後1時30分より受付 (対象:H13.5.1~H13.9.30生まれ)	9	木	びよんびよんクラブ 幼稚園 ポリオ 保健センター/午後1時30分より受付 [対象1回目:H13.10.1~H14.1.31生まれ] [2回目:H13.5.1~H13.9.30生まれ]
25	木		10	金	行政相談 役場男子厚生室/午後1時30分 L.C.Y・交流センター施設利用調整会 L.C.Y/午後7時30分 愛鳥週間
26	金		11	土	
27	土		12	日	町内対抗ディスクゴルフ大会 河川公園/午前8時30分 母の日・看護の日・看護週間
28	日	参議院新潟県選出議員補欠選挙	13	月	リハビリ 志保の里荘 午前9時30分~午後3時
29	月	みどりの日	14	火	離乳食相談会 保健センター/午前10時 補聴器巡回相談所 役場1階相談室 (キコエ/午前10時30分~11時) 心配ごと相談所(小林) 役場男子厚生室/午後1時30分
30	火	心配ごと相談所(籠宅) 役場男子厚生室/午後1時30分	15	水	リハビリ役員会 寺泊町 沖縄本土復帰記念日



人口のうごき

男 3,711人(-24人)
女 3,888人(-6人)
計 7,599人(-30人)
世帯数 2,102戸(-2戸)

出生 5人 死亡 5人
転入 27人 転出 58人
(3月31日現在)